

令和3年8月からの利用者負担段階区分及び負担上限額（月額）

| 利用者負担段階区分 | 上限額（世帯の上限額） |
|--|-------------|
| ・住民税課税世帯で、課税所得690万円（年収約1,160万円）以上 | 140,100円 |
| ・住民税課税世帯で、課税所得380万円（年収約770万円）以上690万円（約1,160万円）未満 | 93,000円 |
| ・住民税課税世帯で、課税所得380万円（年収約770万円）未満 | 44,400円 |
| ・住民税非課税世帯 | 24,600円 |
| ・合計所得金額（※）と課税年金収入額の合計額が80万円以下 | 15,000円（個人） |
| ・生活保護受給者 ・利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合 | 15,000円 |

※新設

（※長期譲渡所得および短期譲渡所得にかかる特別控除額および公的年金等にかかる雑所得を控除した金額となります。
また、給与所得が含まれている場合は、給与所得金額から10万円を差し引いた金額となります。）